

入札説明書

北海道 PCB 廃棄物処理施設 緑地維持管理業務（令和 5 年度）

（配 布 資 料）

1. 入札説明書	6 頁
2. 入札（見積）者に対する指示書	1 7 頁
3. 契約書（支払内訳表含む）	6 頁
4. 仕様書（図面含む）	5 頁
5. 競争参加資格確認申請書	1 頁
6. 質問回答書	1 頁
7. 開札立会申込書	1 頁

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

入札説明書

中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北海道 PCB 廃棄物処理施設 緑地維持管理業務（令和 5 年度）に係る入札公告に基づく一般競争入札等については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社契約規程等関係規定等に定めるもののほか、この発注説明書によるものとする。

1 公告日 令和 5 年 5 月 1 日

2 契約職 中間貯蔵・環境安全事業株式会社
北海道 PCB 処理事業所 所長 松本 修

3 業務内容

- (1) 件名 北海道 PCB 廃棄物処理施設 緑地維持管理業務（令和 5 年度）
- (2) 仕様等 入札説明書による。
- (3) 業務期間 契約締結日～令和 5 年 10 月 31 日
- (4) 業務場所 北海道室蘭市仲町 14 番地 7
中間貯蔵・環境安全事業(株) 北海道 PCB 処理事業所
北海道 PCB 廃棄物処理施設（当初施設及び増設施設）
北海道室蘭市御崎町 1 丁目 9 番地 8
PCB 処理情報センター
- (5) 入札方法 入札書に記載する金額は、業務一式あたりの金額を記載すること。
落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) その他 本件は競争参加資格を確認の上、入札の参加者を選定し発注するものである。

4 競争参加資格

競争参加資格確認申請書の提出期限（令和 5 年 5 月 11 日）において次の条件を全て満たしている者であること。

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しないこと。
- (2) 経営状態が著しく不健全でないこと。
- (3) 営業に関し法律上必要とする資格を有すること。
- (4) 競争参加資格確認申請書及びそれらの付属書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。
- (5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (6) 令和 4・5・6 年度に有効な全省庁統一資格（資格の種類：役務の提供等、営業品目：建物管理等各種保守管理、競争参加地域：北海道）を有すること。（当該資格について、競争参加資格確認申請書の提出期限において申請中の者も可とするが、入札日までに当該資格を取得できない場合は参加資格を認めない。）
- (7) 北海道内に本支店又は営業所を有すること。
- (8) 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から入札執行の時までに、中間貯蔵・環境安全事業株式会社から、指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

いこと。

- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がないこと。
- (10) 仕様書に指示された要件等をすべて満たすことができること。

5 担当部課

〒050-0087 北海道室蘭市仲町14番地7
中間貯蔵・環境安全事業(株) 北海道PCB処理事業所
総務課 担当：竹本 (takemoto@jesconet.co.jp)
電話 0143-22-3111 FAX 0143-22-3001

6 競争参加資格の確認

- (1) 本競争の参加希望者は、4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、契約職から競争参加資格の有無についての確認を受けなければならない。
なお、期限までに競争参加資格確認申請書を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。
- (2) 競争参加資格確認申請書作成説明会 無し
- (3) 競争参加資格確認申請書の提出
 - ① 提出期間：令和5年5月1日(月)～令和5年5月11日(木)
行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日を除く毎日、午前10時～午後4時(午後12時～午後1時は除く。以下同じ。)
 - ② 提出場所：5に同じ。
 - ③ 提出方法：持参又は送付(送付の場合、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便によるものとし、提出期間末日までに必着。)
 - ④ 提出部数：1部
- (4) 競争参加資格確認申請書
競争参加資格確認申請書は、別添「競争参加資格確認申請書」により作成すること。
- (5) 競争参加資格確認結果の通知予定日 令和5年5月12日(金)
- (6) その他
 - ① 競争参加申請書申請書の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。
 - ② 提出された競争参加資格確認申請書は、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
 - ③ 提出された競争参加資格確認申請書は返却しない。
 - ④ 提出期限以降における競争参加資格確認申請書の再提出(部分的な再提出を含む。以下同じ。)は認めない。
 - ⑤ 提出された競争参加資格確認申請書に関して中間貯蔵・環境安全事業株式会社が説明を求めた場合は応じること。
 - ⑥ 競争参加資格確認申請書に関する問い合わせ先は5に同じ。

7 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約職に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。
 - ① 提出期限：令和5年5月16日(火) 午後4時

- ② 提出場所：5に同じ。
 - ③ 提出方法：持参又は送付（送付の場合6(3)③の方法とし、提出期限までに必着。）
- (2) 契約職は、説明を求められたときは、説明を求めた者に対し令和5年5月17日(水)までに書面により回答するものとする。

8 発注説明書に対する質問及び回答

- (1) 本業務の受注を検討するうえでこの発注説明書の記述内容についての質問がある場合は、次に従い、書面(別添「質問回答書」)により提出すること。
- ① 提出期限：[競争参加資格等に関するもの]
令和5年5月1日(月)～令和5年5月8日(月)午後4時
[発注内容に関するもの]
令和5年5月12日(金)～令和5年5月16日(火)午後4時
 - ② 提出場所：5に同じ。
 - ③ 提出方法：持参又はFAX
- (2) (1)の質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供する。（希望者にはFAXします。）
- ① 期 間：[競争参加資格等に関するもの]
令和5年5月9日(火)～令和5年5月11日(木)
[発注内容に関するもの]
令和5年5月17日(水)～令和5年5月18日(木)
 - ② 場 所：5及び次の場所。
北海道室蘭市御崎町1-9-8
中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北海道PCB処理事業所
PCB処理情報センター 電話0143-23-7015

9 入札書の提出期限、場所及び方法

- (1) 提出期限：令和5年5月19日(金) 午後2時
- (2) 提出場所：5に同じ。
- (3) 提出方法：持参又は送付（送付の場合6(3)③の方法とし、提出期限までに必着。）
- (4) そ の 他：入札書に記載する金額は、業務一式あたりの金額を記載すること。
落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
入札書の日付は、入札書提出期限(令和5年5月19日)迄の日付を記入すること。

10 開札の日時及び場所等

- (1) 日 時：令和5年5月22日(月) 午前11時00分
- (2) 場 所：北海道室蘭市仲町14番地7
中間貯蔵・環境安全事業(株)
北海道PCB処理事業所 当初施設1F事務所

11 開札

開札は、入札者又は入札者に常時雇用されている者（以下「入札者等」という。）で希望する者を立ち合わせて行い、入札者等が立ち会わない場合においては、入札事務に

関係のない職員を立ち合わせて行う。

入札者等で開札の立ち会いを希望する者は、次に従い、書面(別添「開札立会申込書」)により申し込むこと。申し込みの無い者は開札に立ち会うことができない。

① 提出期限：令和5年5月19日(金) 午後2時

② 提出場所：5に同じ。

③ 提出方法：持参、郵送又はFAX

また、開札の立ち会いに当たっては、契約職により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

12 入札保証金

免除

13 契約保証金

免除

14 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者の行った入札、別添「入札(見積)者に対する指示書」において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、契約職により競争参加資格のある旨確認されたものであっても、開札の時に於いて指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている者、その他、4に掲げる資格のないものは、競争参加資格のないものに該当する。

15 落札者の決定方法

中間貯蔵・環境安全事業株式会社契約細則第9条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

16 手続における交渉の有無

無し

17 契約書作成の要否等

別添「契約書(案)」により、契約書を作成するものとする。

18 支払条件

別添「契約書(案)」による。

19 火災保険等の付保の要否

無し

20 関連情報を入手するための照会窓口

5に同じ。

21 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別添「入札(見積)者に対する指示書」を熟読し、遵守すること。
- (3) 競争参加資格確認申請書に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 別添様式等
 - ① 入札(見積)者に対する指示書
 - ② 契約書(案)
 - ③ 仕様書
 - ④ 競争参加資格確認申請書
 - ⑤ 質問回答書
 - ⑥ 開札立会申込書

別紙 「発注手続日程（予定）」

入札公告	5月1日(月)
入札説明書の交付期間	5月1日(月) ～5月11日(木)
競争参加資格等に関する 質問回答書の提出期間	5月1日(月) ～5月8日(月)
同質問回答書に対する回答閲覧期間	5月9日(火) ～5月11日(木)
競争参加資格確認申請書提出期限	5月11日(木)
競争参加資格の確認結果の通知	5月12日(金)
競争参加資格がないと認めた場合の 理由の説明要求期限	5月16日(火)
理由の説明要求に係る回答期限	5月17日(水)
発注内容に関する 質問回答書の提出期間	5月12日(金) ～5月16日(火)
同質問回答書に対する回答閲覧期間	5月17日(水) ～5月18日(木)
入札書の提出期限	5月19日(金) 14:00
開札立会申込書(希望者)の 提出期限	5月19日(金) 14:00
開 札	5月22日(月) 11:00
契 約	5月23日(火) (予定)

※期間については、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日を除く毎日、午前10～12時及び午後1～4時

入札（見積）者に対する指示書

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

この指示書は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「会社」という。）が締結する点検業務等契約に関する入札（見積）（以下「入札」という。）執行上の注意事項並びに契約締結上の必要事項について指示するものである。

一 入札執行上の注意事項

第1 入札者の注意事項

入札者は、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- 1 入札者は、現場説明書、仕様書、契約書（案）等を熟知のうえ、入札しなければならない。
- 2 入札者は、所定の時刻の少なくとも10分前に集合し、必要な書類を提出し、審査を受けること。
- 3 入札書は様式第3号によるものとし、記載数字は、算用数字を用いること。
- 4 入札金額は、仕様書及び契約書（案）（以下「仕様書等」という。）により積算すること。なお、入札日の前日までに仕様書等について修正があった場合は、修正後の仕様書等により積算すること。
- 5 入札書は代表者名及び印章を押印し、封かんのうえ入札執行者の指示に従って入札すること。
 - ① 代理人により入札する場合は、委任状（様式第1号-1）を入札の執行前に提出し、入札書には、被代理人の住所、会社名、代表者氏名及び代理人である旨を記載し、代理人が記名押印すること。なお、委任状の作成がない限り、代理人が入札書を記載することはできない。よって、委任する日付は、入札日以前であること。
 - ② 代理人（様式第1号-2）が復代理人を選任する場合は、復代理人（様式第2号）に対する委任状を提出のうえ、入札書は復代理人が記名押印すること。なお、委任状の作成がない限り、復代理人が入札書を記載することはできない。よって、委任する日付は、入札日以前であること。
- 6 入札書には消費税及び地方消費税を含まない金額を記載すること。
- 7 送付により入札書を提出する場合（送付による提出が認められている場合に限る）は、次の方法によること。
 - ① 入札書の日付は、入札日（入札書提出期限）までの日付を記入すること。
 - ② 送付用の封筒に、担当者の名刺、委任状（代理人又は復代理人により入札する場合に限る）、入札書が封入された封筒及び入札金額内訳書が封入された封筒を封入すること。なお、それぞれの封筒には、会社名、件名及び在中書類の名称を明記すること。
 - ③ 送付は書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により行うこと。
- 8 入札者は、入札書を提出した後は、その引換え、変更又は取消しをすることができない。
- 9 入札者は、入札又は見積り執行の完了に至るまでは、いつでも入札又は見積りを辞退することができる。

入札者は、入札又は見積りを辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

① 入札又は見積り執行前にあっては、別添様式第9号による入札（見積）辞退書を発注者に直接持参し、又は送付（入札又は見積り執行日の前日までに到着するものに限る。）して行う。

② 入札又は見積り執行中にあっては、入札（見積）辞退書又はその旨を明記した入札書若しくは見積書を、入札又は見積りを執行する者に直接提出して行う。

入札又は見積りを辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

第2 公正な入札の確保

- 1 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札者は、入札にあたっては、他の入札参加者と入札意思、入札価格又は入札書、入札金額内訳書その他提出する書類（以下「入札書等」という）の作成についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して、入札意思、入札価格、入札書等を意図的に開示してはならない。

第3 入札の無効

次の各号の一に該当する場合は、入札を無効とする。

- 1 入札書の金額が訂正してある場合
- 2 入札者の記名又は押印が欠けている場合
- 3 誤字、脱字等により意思表示が不明確な場合
- 4 再度入札の場合において、前回の最低額を上回る金額で入札している場合
- 5 送付による入札が認められていない場合において、送付により入札書が提出された場合
- 6 送付による入札が認められている場合において、入札書の提出期限を過ぎて入札書等が提出された場合
- 7 一般競争における申請書又は資料に虚偽の記載をした者が入札を行った場合
- 8 競争に参加する資格のない者が入札を行った場合
- 9 入札保証金の納入を必要とする入札において、これを納入していない者が入札を行った場合
- 10 同一事項の入札について、入札者が他の入札者の代理をしていると認められる場合
- 11 明らかに連合によると認められる入札を行った場合
- 12 前各号に掲げる場合のほか、入札に関する必要な条件を具備していない場合又は会社の指示に従わなかった場合

第4 入札の中止その他

入札者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

第5 開札及び落札者（見積りの場合は契約の相手方、以下「落札者」という。）の決定

- 1 開札は、会社が通知した場所及び日時に、入札書の投入が終わった後に、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。なお、立ち会いを希望する入札者等は、別添様式第8号により申し込むこととする。
- 2 落札者の決定方法
 - ① 中間貯蔵・環境安全事業株式会社契約細則第9条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者としてすることがある。
 - ② 「契約細則第17条第3項に関する基準及び事務手続きについて（低入札の基準）」の規程により競争入札において、予定価格が1000万円を超える工事、測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務、製造その他の請負契約（物品の売買、賃貸等の契約を除く）において、調査基準価格を設定した案件について、落札者となるべき者の入札価格が第2条に基づく調査基準価格を下回る場合は、第6条に基づき低入札価格調査を行うものとする。
 - ③ 調査基準価格を下回った場合の措置
調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、落札者となるべき者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該業務の履行期間の延長は行わない。
- 3 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちにくじを引かない者があるときは、入札事務に関係のない社員にくじを引かせる。
- 4 開札の結果は、開札に立ち会っている入札者等には口頭により通知し、その他の入札者には電子メール又はFAXにより通知する。
- 5 開札の結果、落札者がいないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合前回の入札に参加しなかった者は、入札に加わることはできない。
ただし、開札会場に入札者全員が立ち会っていない場合は、別途日を改めて再度の入札を行う。
- 6 前号の再度の入札の結果、落札者がいないときは、最低価格提示者と見積合せを行う。

第6 見積あわせの場合の準用

- 1 第1から第5に規定する事項（第5第3号を除く。）は、見積の場合に準用する。
- 2 見積の場合は、予定価格の範囲内で見積をした場合のみ、その者を落札予定者とする。

二 契約上の注意事項

第1 契約書等

- 1 落札者は、会社所定の契約書の案に記名押印し、契約締結決定の日から7日以内に提出しなければならない。ただし、承諾をえて、この期間を延長することができる。
- 2 契約書を作成する場合において、会社が落札者とともに記名押印しなければ、当該契約は確定しないものとする。
- 3 契約締結後14日以内に契約金額内訳書を提出すること。

- 4 着手届は様式第5号により、業務責任者届は様式第4号により経歴書（様式第4号-1）を添えて、それぞれ提出すること。
- 5 業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ下請負の承認を得なければならない。

第2 契約の保証

入札保証金免除、契約保証金免除。

第3 契約代金の支払

- 1 業務の履行が完了したときは、完了届（様式第6号）を提出するものとする。
- 2 代金は、会社の検査に合格後、代金支払請求書（様式第7号）に基づき振込み支払いとする。

三 その他の事項

- 1 入札者は、入札の際又は速やかに、入札金額内訳書を必ず提出すること。
- 2 入札者は、入札の執行後においては、本指示書、仕様書等、現場の状況等についての不明確又は不知を理由として異議を申し出ることにはできない。

(様式第1号-1)

委 任 状

私は、(会社名 _____)、所属部課名 _____、
氏名 _____) を代理人と定め、次の権限を委任します。

業 務 名 _____

委任事項 入札(見積)に関すること。

代 理 人

印

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
北海道PCB処理事業所 所長 松本 修 殿

住 所

会 社 名

代 表 者

印

※日付は入札日以前であること。

(様式第1号-2)

委 任 状

私は、（支社名 _____、所属部課名 _____、
氏名 _____）を代理人と定め、次の権限を委任します。

業 務 名 _____

- 委任事項
- 一 入札（見積）に関すること。
 - 二 復代理人を選任すること。
 - 三 契約の締結及び代金の請求並びに受領に関すること。
 - 四 諸願届等に関すること。

住 所

会 社 名

代 理 人

印

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
北海道PCB処理事業所 所長 松本 修 殿

住 所

会 社 名

代 表 者

印

※日付は入札日以前であること。

(様式第2号)

(復代理人用)
委 任 状

私は、(支社名 _____、所属部課名 _____、
氏名 _____) を復代理人と定め、次の権限を委任します。

業 務 名 _____

委任事項 入札(見積)に関すること。

復 代 理 人 _____ 印

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
北海道PCB処理事業所 所長 松本 修 殿

住 所

会 社 名

代 理 人 _____ 印

※日付は入札日以前であること。

(様式第3号)

入札（見積）書

金	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

業務名 _____

上記の金額により内訳書を添えて入札（見積）いたします。

令和 年 月 日

住 所

会 社 名

代表者氏名

代理人又は復代理人氏名

印

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
北海道PCB処理事業所 所長 松本 修 殿

(注) 送付による入札の場合は、入札書提出期限までの日付を記入すること。
入札（見積）書は、封かんし、業務名を表記すること。

入札（見積）書封かん例

（表面）

業務名	令和 年 月 日	入札（見積）書
中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北海道PCB処理事業所 所長 松本 修 殿		
入札者の名称		
社名等		

（裏面）

印
印
印

※入札金額内訳書は別の封筒に入れ、会社名、業務名及び入札金額内訳書在中の旨表記すること。

(様式第4号)

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
北海道PCB処理事業所 所長 松本 修 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

印

業務責任者届

業 務 名 _____

上記業務について、(氏名 _____) を業務責任者として、選任いたしますので、当人の経歴書を添えてお届けいたします。

(様式第4号-1)

経 歴 書

氏 名

生 年 月 日

現 住 所

最 終 学 歴

資格及び取得年月日

職 歴

業 務 歴

令和 年 月 日

上記のとおり相違ありません。

氏 名 印

(様式第5号)

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
北海道PCB処理事業所 所長 松本 修 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

印

着 手 届

業 務 名 _____

上記業務について、令和 年 月 日に着手いたしますので、
お届けいたします。

(様式第6号)

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
北海道PCB処理事業所 所長 松本 修 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

印

完 了 届

業 務 名 _____

上記業務について、令和 年 月 日に完了いたしましたので、
お届けいたします。

(様式第7号)

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

北海道PCB処理事業所 所長 松本 修 殿

所在地

商号又は名称

代表者名

印

適格請求書(インボイス)発行事業者登録番号 [有] (T)

(登録済の場合はTで始まる登録番号を入力) [無]

(無しの場合は[有]に取り消し線を入力)

代金支払請求書

業務名 _____

上記の業務については、令和 年 月 日に完了いたしましたので下記のとおり
請求いたします。

記

金 _____ 円

(内消費税額10% : _____ 円)

上記金額について、下記にお振込戴きたくお願いします。

振込指定金融機関 _____

支 店 名 _____

預 金 種 別 _____

口 座 番 号 _____

口 座 名 義 _____

(様式第 8 号)

開札立会申込書

業 務 名	
開札日時	令和 年 月 日 時 分
開札場所	北海道室蘭市御崎町 1 丁目 9 番地 8 中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北海道 P C B 処理事業所 P C B 処理情報センター
会社名 及び 代表者名	
立会者 所属・職名 氏名 連絡先	印 TEL

※注 郵便等による入札が認められた場合において提出のこと

- ① 入札者及び入札者に常時雇用されている者が開札に立ち会うことができます。
本書面による申し込みの無い者は開札に立ち会うことができません。
- ② 開札の立ち会いに当たっては、契約職により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参し、開札の時刻の少なくとも 10 分前に集合して下さい。
- ③ 本書面の提出
提出期限 令和 年 月 日 () 時
提出場所 北海道室蘭市仲町 1 4 番地 7
中間貯蔵・環境安全事業(株) 北海道 P C B 処理事業所 総務課
F A X 0 1 4 3 - 2 2 - 3 0 0 1 電話 0 1 4 3 - 2 2 - 3 1 1 1

提出方法 持参、郵送又はFAX

(様式第9号)

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
北海道PCB処理事業所 所長 松本 修 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

印

入札（見積）辞退書

業 務 名 _____

標記について入札を辞退いたします。

辞退となった理由（可能な範囲で記載願います）

質問・回答書

業務名			
会社名	印		
担当者名	印		
質問番号	仕様書頁	質 問	回 答

- 1 質問がある場合はこの様式により提出してください。
- 2 期限までに「質問回答書」の提出が無い場合は、質問なしと見做します。郵送の場合期限まで必着のこと。

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

緑地維持管理業務契約書

中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北海道PCB処理事業所（以下「甲」という。）
と （以下「乙」という。）とは緑地維持管理について、次のとおり業務委託
契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、北海道PCB廃棄物処理施設（住所 室蘭市仲町14番地7）及びPCB
処理情報センター（住所 室蘭市御崎町1丁目9番地8）の緑地維持管理業務（以下、「業
務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（1）契約期間 令和5年5月 日から令和5年10月31日までとする。

（2）業務内容 別紙特記仕様書のとおりとする。

（3）契約金額 金 円
（うち消費税及び地方消費税の相当額 円）

（権利義務の譲渡等）

第2条 乙は、この契約により生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は継承させ
てはならない。ただし、甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

（一括再委託の禁止）

第3条 乙は、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は委託してはな
らない。ただし、業務の一部であって、あらかじめ甲の承諾を得た場合はこの限りでは
ない。

（調査等）

第4条 甲は、業務の処理状況について、随時に調査し、乙に対して、報告を求め又は当
該業務の処理につき適正な履行を求めることができる。

（業務の内容の変更等）

第5条 甲は、必要があると認めるときは、乙に通知の上、業務の内容を変更し、又は業
務の全部若しくは一部の処理を一時中止させることができる。この場合において、契約
金を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

（業務監督員）

第6条 甲は乙の業務について必要な連絡及び指導に当る業務監督員を定め、乙に通知す
るものとする。

(業務責任者)

第7条 乙は、業務の処理について業務責任者を定め、甲に通知するものとする。業務責任者を変更した場合も同様とする。

(業務責任者の変更請求等)

第8条 甲は業務責任者の処理が著しく不相当と認められるときは、その理由を付した書面により、乙に対し、その変更を請求することができる。

2 乙は、前項の請求があったときは、その日から10日以内に必要な処置を講じ、その結果を甲に通知しなければならない。

(損害賠償等)

第9条 乙は、第1条の業務の処理に関し、乙の責めに帰すべき理由により、甲又は第三者に損害を与えたとき、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。

2 前項の規定により賠償すべき損害額は、甲乙協議して定めるものとする。

(完了届等の提出)

第10条 乙は、第1条の各月の業務を完了したときは、7日以内に業務完了通知書を甲に提出するものとし、業務の成果品(報告書)を提出しなければならない。

2 甲は、前項に規定する業務の完了通知書の提出を受けたときは、その日から起算して14日以内に検査を行い、その結果を乙に通知するものとする。

(契約金の請求及び支払方法)

第11条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、書面をもって契約金の請求を月末締め翌月5日までに提出するものとする。

2 甲は、前項の請求を受けたときは、業務完了の翌月末までに支払をするものとする。

3 この場合の振込みに係る手数料は甲が負担とする。

4 契約金額の支払いは次のとおりとする。

支払月 令和5年6月から令和5年11月までの期間の毎月払いとする。

支払月額 別紙、内訳書のとおり。

(甲の契約解除権)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

一 正当な理由なく、契約上の業務を履行せず、又は履行する見込がないと明らかに認められるとき。

二 第3条又は第16条の規定に違反したとき。

三 前各号のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

四 第14条に規定する事由によらないで契約の解除を申し出たとき。

五 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、既済部分について検査を行い、当該検査合格部分に相当する代金を支払わなければならない。

3 乙は、第1項の規定により契約を解除された場合は、契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として、甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。

第13条 甲は、業務が完了しない間は、前条第1項に規定する場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

3 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（乙の契約解除権）

第14条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

一 業務内容の変更により、契約金額が3分の2以上減少したとき。

- 二 甲が第16条の規定に違反したとき。
- 三 甲が契約に違反し、それにより業務を完了することが不可能となったとき。
- 2 第12条第2項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。
- 3 甲は、第1項の規定により契約が解除された場合において、これにより乙が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

(解除に伴う措置)

- 第15条 乙は、契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第12条第2項の検査合格部分に使用されているものを除き、甲に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が乙の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 2 乙は、契約が解除されていた場合において、貸与品のあるときは、当該貸与品を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

- 第16条 甲及び乙は、本契約業務履行を通じて知り得た相手方の技術上及び営業上の資料、図面、知識、データ、ノウハウ、その他甲又は乙が秘密とした情報を外部に漏らし、又は、他の目的に利用してはならない。本契約業務の履行に当たる乙の使用人も同様の義務を負い、この違反について乙はその責を免れない。

(遅延利息の徴収)

- 第17条 乙の責に帰すべき事由により、乙がこの契約に基づく損害賠償金又は違約金を指定の期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額にその期限の翌日から支払の日まで年2.5パーセントの割合で計算した遅延利息を徴収する。
- 2 甲の責に帰すべき事由により、甲がこの約款に基づく契約代金又は損害賠償金を指定の期間内に支払わないときは、乙は、その支払わない額にその期限の翌日から支払の日まで年2.5パーセントの割合で計算した遅延利息を請求することができる。

(賠償等の徴収)

- 第18条 乙がこの約款に基づく損害賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に前条第一項の利息を付した額と、甲の支払うべき契約金額及び乙の契約保証金とを相殺し、なお、不足があるときは追徴する。

(業務の中止)

- 第19条 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震等の自然現象による災害、戦争、暴動、内乱、放火、テロ行為、外部企業のロックアウト又はストライキ、ゼネラルストライキ、法令・規

則の変更、裁判所の判決・命令、行政庁の命令・勧告、その他人為的な現象（以下、「不可抗力」という。）であって甲乙双方の責に帰すことができないものにより、乙がこの契約上の義務を履行することができないと認められるときは、乙は、業務履行の中止内容を直ちに甲に通知して、当該業務の全部又は一部の履行を中止することができる。

2 甲は、前項の規定により乙が業務の履行を一時中止した場合において、合理的に必要な場合は、履行期間若しくは契約金額を変更するものとする。

3 第1項の規定による乙の業務履行の中止期間が30日をこえるときは、その後の対応について甲乙双方が別途協議するものとする。

（直轄裁判所）

第20条 この契約について訴訟等が生じたときは、甲の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

（契約に定めのない項目）

第21条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、甲乙両者押印の上各自1通を保有する。

令和5年5月 日

甲 北海道室蘭市仲町14番7
中間貯蔵・環境安全事業株式会社
北海道PCB処理事業所
所長 松本 修

乙

(別紙)支払内訳表

実施月	業務委託料	消費税及び 地方消費税	支払金額計	支払期日
令和5年 5月分		0円	0円	令和5年 6月末日
令和5年 6月分		0円	0円	令和5年 7月末日
令和5年 7月分		0円	0円	令和5年 8月末日
令和5年 8月分		0円	0円	令和5年 9月末日
令和5年 9月分		0円	0円	令和5年10月末日
令和5年10月分		0円	0円	令和5年11月末日
合計	0円	0円	0円	

特記仕様書

1. 委託名 北海道 PCB 廃棄物処理施設 緑地維持管理業務(令和 5 年度)

2. 委託期間 契約締結日～令和 5 年 10 月 31 日

3. 緑地維持管理区域

- ① 北海道 PCB 廃棄物処理施設（当初施設） 住所 室蘭市仲町 1 4 番地 7
芝刈業務面積 公園芝 4, 200㎡、野芝 330㎡
- ② 北海道 PCB 処理情報センター 住所 室蘭市御崎町 1 丁目 9 番地 8
芝刈業務面積 公園芝 1, 180㎡、野芝 1, 740㎡（アクセス道路）
情報センター裏 130㎡
- ③ 北海道 PCB 廃棄物処理施設（増設施設） 住所 室蘭市仲町 1 4 番地 7
芝刈業務面積 公園芝 1, 470㎡、野芝 1, 320㎡

4. 一般事項

本業務は、公園緑地等維持管理標準仕様書に定めるところに従うほか、本特記仕様書に従い入念かつ完全に施工するものとする。

5. 緑地維持管理業務の要領

緑地維持管理業務の要領は、次のとおりとする。

- ① 当業務を実施するときは、JESCOにあらかじめ施工計画書等（当初施設、増設施設各々）を提出の上、実施するものとする。
- ② 当業務を実施したときは、実績報告（作業前写真、作業中写真、完了写真、作業日報）等をまとめ、JESCOに提出するものとする。
- ③ 刈草は、請負者において適正に処理することとし、その方法については入札時点において提出すること。ダンプトラック等で運搬する場合は、刈草の飛散を防止するためシートなどで荷台を被覆するものとする。
- ④ 当業務を実施するときは、交通安全に十分注意し事故防止に努めるものとする。
- ⑤ 灌水を行うときは、事前に中央制御室（当初施設）に連絡すること。

6. 緑地維持管理業務の実施時期

イ. 北海道 PCB 廃棄物処理施設（当初施設）

- ① 委託期間内に、公園芝の芝刈業務を 8 回実施するものとする。
（5 月→1 回、6 月→1 回、7 月→2 回、8 月→2 回、9 月→1 回、10 月→1 回）
- ② 転圧工を 1 回（5 月）、除草剤は指定されたものを用い散布を 2 回（5. 9 月）、施肥工を 3 回（6. 7. 9 月）、雑草除草工を 2 回（6. 9 月）、目土工を 1 回（10 月）実施するものとする。
- ③ 芝生散水工を 6 月～9 月の期間は気温等 鑑みて適時 散水を行うこと

④ 野芝の芝刈業務を5. 7. 8. 9月に各月1回実施するものとする。

⑤ 樹木の剪定工を1回(7月)実施するものとする。

ロ.北海道 PCB 処理情報センター・アクセス道路

① 委託期間内に、芝刈業務を8回実施するものとする。

(5月→1回、6月→1回、7月→2回、8月→2回、9月→1回、10月→1回)

② 転圧工を1回(5月)、除草剤散布を2回(5. 9月)、施肥工を3回(6. 7. 9月)、雑草除草工を2回(6. 8月)、目土工を1回(10月)実施するものとする。

③ 芝生散水工を7月～9月の間に6回、アクセス道路の草刈りを5月～9月の間に4回天候の状況や芝生(草)の生育状況に応じて実施するものとする。(野芝4回 散水4回)

④ 樹木の剪定工を1回(7月)実施するものとする。

ハ.北海道 PCB 廃棄物処理施設(増設施設)

① 委託期間内に、公園芝の芝刈業務を8回実施するものとする。

(5月→1回、6月→1回、7月→2回、8月→2回、9月→1回、10月→1回)

② 除草剤散布を1回(9月)、施肥工を3回(6. 7. 9月)、目土工を1回(10月)実施するものとする。

7. 実績報告

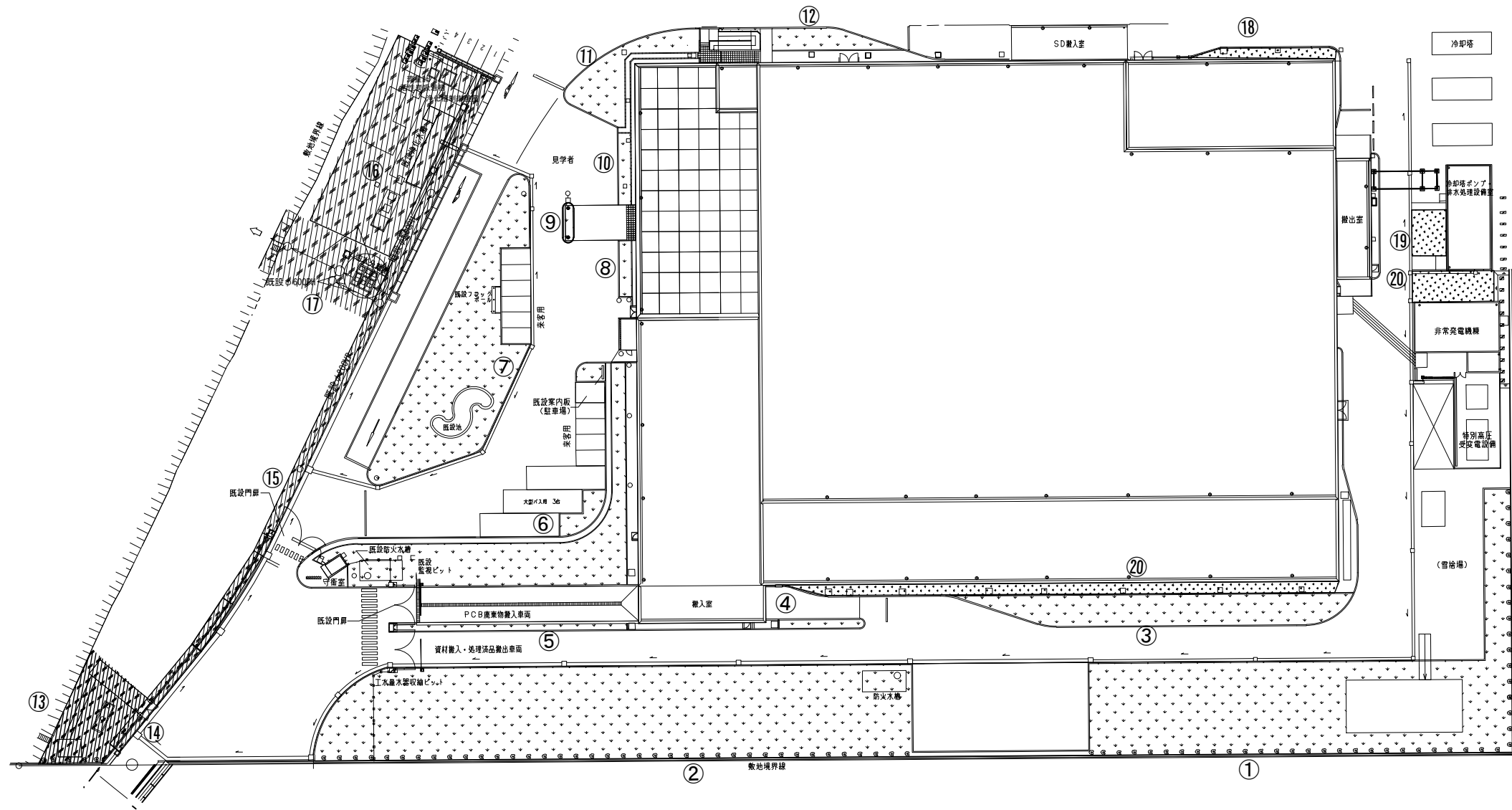
委託期間内において1か月毎に業務完了届及び当該業務委託の処理状況を記載した実績報告書を提出するものとする。

8. その他

仕様書に定めのない事項については、JESCOの指示を受けるものとする。

以上

当初施設緑地平面図

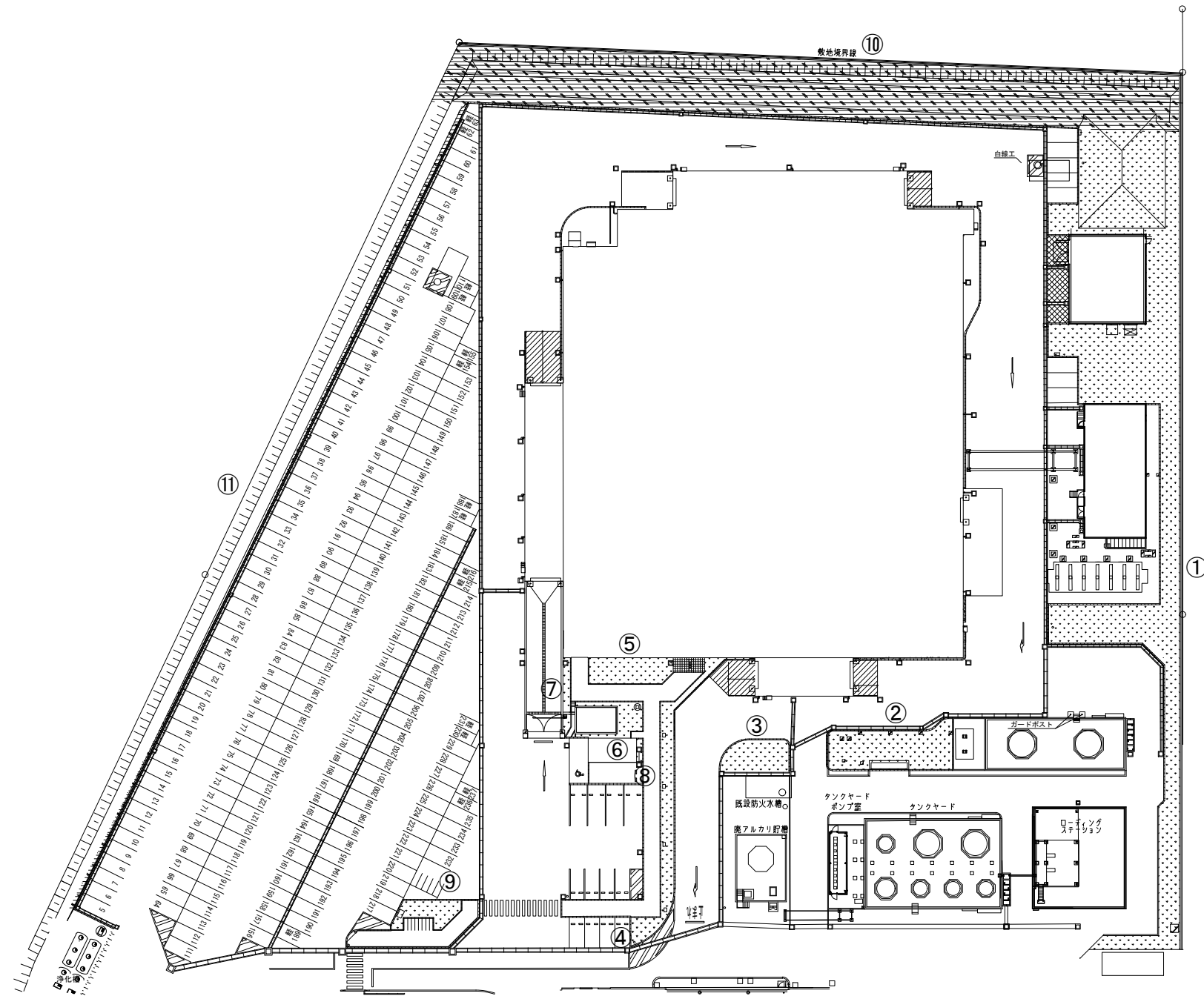


施工位置	面積	
	公園芝	野芝
①	1,155 m ²	48 m ²
②	1,441 m ²	23 m ²
③	309 m ²	268 m ²
④	25 m ²	199 m ²
⑤	47 m ²	110 m ²
⑥	458 m ²	19 m m ²
⑦	542 m ²	23 m ²
⑧	20 m ²	37 m ²
⑨	11 m ²	-199 m ²
⑩	14 m ²	-190 m ²
⑪	126 m ²	
⑫	64 m ²	
合計	4,212 m ²	338 m ²
再計	4,200 m ²	330 m ²

名称	高さ	数量
メタセコイヤ	10.00 m	1 本
エノコリンゴ	1.50 m	46 本
エゴノキ	1.50 m	10 本
アキグミ	0.80 m	86 本
クロマツ	2.50 m	12 本
ハマナス	0.40 m	75 本
トチノキ	1.00 m	36 本
ヨドガワツツジ	1.00 m	396 株
ドウダンツツジ	—	1 本

施行年度	令和5年度
業務委託名	北海道PCB廃棄物処理施設 緑地維持管理業務委託
図面名	当初施設 緑地平面図
設計年月日	令和5年 月 日
北海道PCB処理事業所	

増設施設緑地平面図



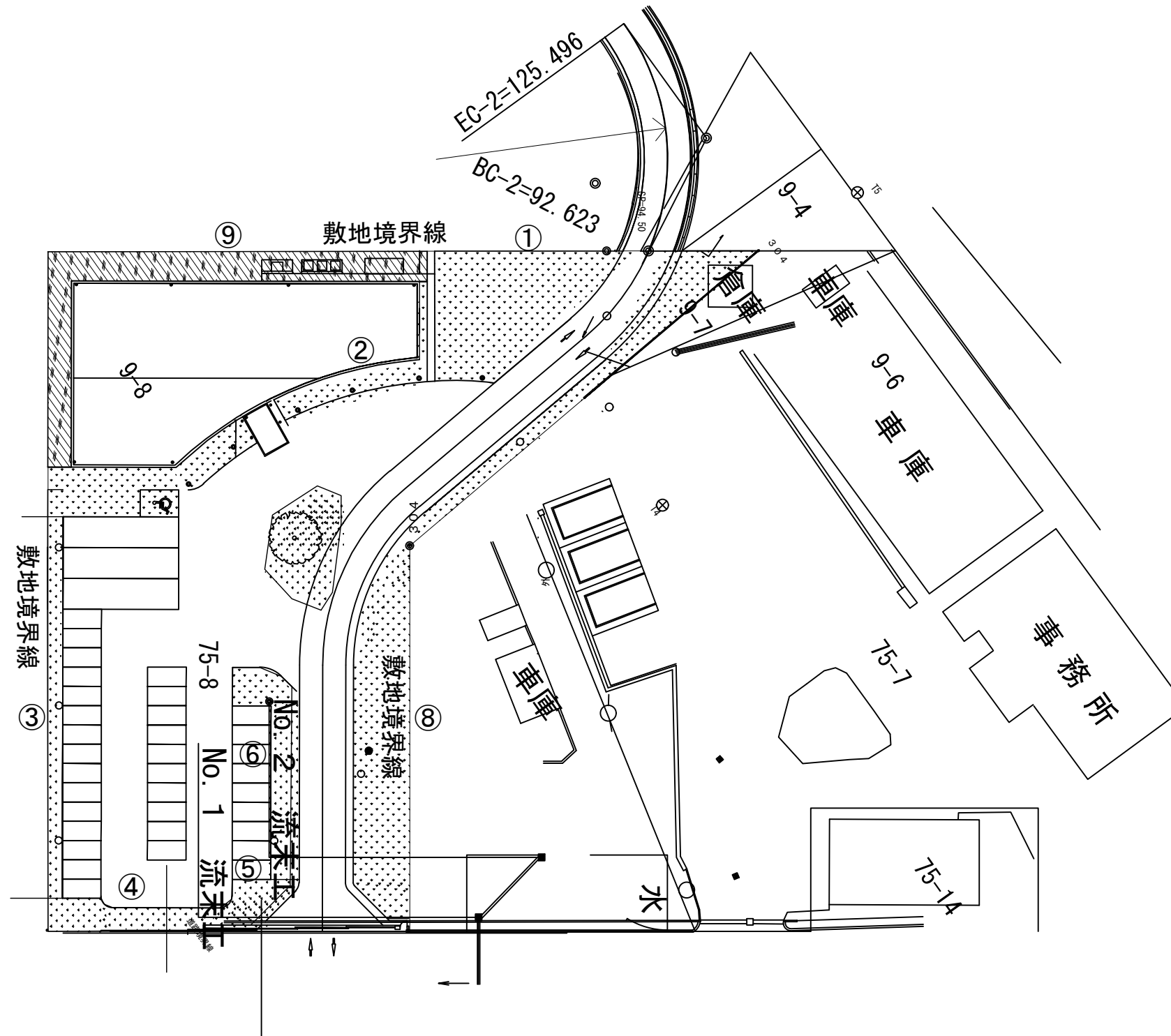
増設施設緑地内訳

施工位置	面積		施工位置	面積	
	公園芝			野芝	
①	1,040	㎡	⑩	1,320	㎡
②	125	㎡	⑪	45	㎡
③	60	㎡			
④	108	㎡			
⑤	57	㎡			
⑥	30	㎡			
⑦	14	㎡			
⑧	1	㎡			
⑨	35	㎡			
合計	1,470	㎡	合計	1,365	㎡
再計	1,470	㎡	合計	1,360	㎡

名称	高さ	数量
エゴノキ	1.50 m	3 本
ヨドガワツツジ	0.40 m	45 本

施行年度	令和5年度
業務委託名	北海道PCB廃棄物処理施設 緑地維持管理業務委託
図面名	増設施設 緑地平面図
設計年月日	令和5年 月 日
北海道PCB処理事業所	

情報処理センター緑地平面図



情報処理センター緑地内訳

施工位置	面積	
	公園芝	野芝
①	260 m ²	
②	70 m ²	
③	235 m ²	
④	45 m ²	
⑤	30 m ²	
⑥	90 m ²	
⑦	90 m ²	
⑧	360 m ²	
⑨		130 m ²
合計	1,180 m ²	130 m ²
再計	1,180 m²	130 m²

名称	高さ	数量
イチイ	3.00 m	1 本
ナナカマド	1.80 m	14 本
シラカバ	3.00 m	4 本
ニオイヒバ	2.00 m	3 本
クロマツ	3.00 m	1 本
クロマツ	3.50 m	7 本
サラサドウダン	2.00 m	1 本
キャラ	—	2 本
ドウダンツツジ	—	1 本
エゾムラサキツツジ	0.80 m	2 本
リュウキュウツツジ	0.80 m	3 本
サツキ	0.30 m	2 本
ハイビヤクシン	0.60 m	3 本
シンバク	0.60 m	3 本
シャクナゲ	1.00 m	1 本
ヨドガワツツジ	0.40 m	308 本

施行年度	令和5年度
業務委託名	北海道PCB廃棄物処理施設 緑地維持管理業務委託
図面名	情報処理センター 緑地平面図
設計年月日	令和5年 月 日
北海道PCB処理事業所	

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

北海道PCB処理事業所 所長 松本 修 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

令和5年5月1日付で公告のありました北海道PCB廃棄物処理施設 緑地維持管理業務(令和5年度)に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、入札公告2競争参加資格の条件を満たすこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 令和4・5・6年度に有効な全省庁統一資格(資格の種類:役務の提供等、営業品目:建物管理等各種保守管理、競争参加地域:北海道)の写し
※当該資格の申請書等の写しも可。この場合入札(令和5年5月22日午前11時00分)までに資格審査結果通知書の写しを提出すること。
- 北海道内に本支店又は営業所を有することを確認できる書類(登記簿写し・企業パンフレット等)

質問・回答書

業務名	北海道PCB廃棄物処理施設 緑地維持管理業務（令和5年度）		
会社名	印		
担当者名	印		
質問番号	仕様書頁	質 問	回 答

- 1 質問がある場合はこの様式により提出してください。
- 2 期限までに「質問回答書」の提出が無い場合は、質問なしと見做します。郵送の場合期限まで必着のこと。

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

開札立会申込書

件名	北海道PCB廃棄物処理施設 緑地維持管理業務（令和5年度）
開札日時	令和5年5月22日（月）午前11時00分
開札場所	北海道室蘭市仲町14番地7 中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北海道PCB処理事業所 当初施設1F事務室
会社名 及び 代表者名	
立会者 所属・職名 氏名 連絡先	TEL 印

※注

- ①入札者及び入札者に常時雇用されている者が開札に立ち会うことができます。
本書面による申し込みの無い者は開札に立ち会うことができません。
- ②開札の立ち会いに当たっては、契約職により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参し、開札の時刻の少なくとも10分前に集合して下さい。
- ③本書面の提出
提出期限 令和5年5月19日（金）午後2時
提出場所 北海道室蘭市仲町14番地7
中間貯蔵・環境安全事業(株) 北海道PCB処理事業所 総務課
FAX0143-22-3111 電話0143-22-3001
提出方法 持参、郵送又はFAX